

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書（2020（令和2）年度）

作成日 2021/2/26

最終更新日 2021/2/26

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2020/12/31
国立大学法人名		国立大学法人大阪教育大学
法人の長の氏名		学長 栗林 澄夫
問い合わせ先		監査室（TEL:072-978-5165、E-mail:kansa@bur.osaka-kyoiku.ac.jp）
URL		https://osaka-kyoiku.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>経営協議会により当法人の国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等を確認いただき、当法人について、以下のとおりご意見をいただきました。</p> <p>法人の長である学長の強いリーダーシップのもと、ビジョンに沿って教育組織の改革や行政との連携など改革が進みつつある状況について、国立大学法人ガバナンス・コードの趣旨に添うものであると評価できる。</p> <p>更に、大学を取り巻く環境が大きく変化する中、本法人は、先導的な教員養成大学として大阪教育大学の進むべき方向性を示し、これまでの運営体制を大きく見直し、強靱なガバナンス体制を構築するなど、経営機能を高めるため、学内はもとより、教育委員会を含む行政や企業など学外の関係者の理解や協力も得て、順調に進みつつある。</p> <p>このような法人経営、教育・研究・社会貢献活動についての情報を大学ウェブページで公表しているが、透明性を更に高め、本法人について学内外に積極的に情報発信し、広く社会や国民から理解を得つづけるためにも、大学の今後のめざす姿について、ページの構成をわかりやすく工夫することで、情報の共有化を図り、成果の最大化を図っていただきたい。</p> <p>このことを受け、当法人では、2021年10月にウェブページリニューアルを予定しており、経営協議会からいただいたご意見も含め、利用者に向けてこれまで以上に「誰にでも見やすく、わかりやすく、アクセスしやすい」ことを念頭に情報分類を見直し、大阪教育大学らしさが伝わり、情報発信力が高く何度も訪れたくなるような魅力的なウェブページとなるよう準備を進めます。</p>
監事による確認		<p>監事により国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等の確認を通じて、当法人について、以下のとおりご意見をいただきました。</p> <p>本法人は、我が国の先導的な教員養成大学としての機能を充分発揮すべく、学長の強いリーダーシップのもと、中期目標・中期計画を着実に遂行し、教育組織や運営体制の改革について、スピード感をもって進めている。特に、本法人は、その運営体制において、教育研究評議会や経営協議会、役員会が、それぞれの役割に応じた迅速かつ的確な意思決定を行うことを可能とすることで、国や社会が本学に求める期待に迅速かつ的確に応えようとしていることが、評価できる。</p> <p>また、本法人は、学内はもとより、教育委員会を含む行政機関や民間企業など学外の関係者の理解や協力も得ながら継続的に自律的経営を進めている。</p> <p>国立大学法人第4期を迎えることもあるため、今後は、法人経営を担う人材を計画的に育成するなど、教員・職員の適切な年齢構成やダイバーシティの確保等を含めた「総合的な人事方針」を改訂し、説明責任と透明性の観点からもこれを明文化することで、広く社会や国民から理解を得つづけるよう期待する。</p> <p>このご意見を受け、当法人では、新たに現在の大学を取り巻く状況や経営層を担う人材の育成等も内容に加えた「総合的な人事方針」を令和3年度当初に策定できるよう準備を進めます。</p>
その他の方法による確認		その他の方法による確認は行っていません。

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記に説明する原則を除き、すべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則 1-3③ 国立大学法人は、法人経営を行うに当たり教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針を策定すべきである。】</p> <p>【補充原則 1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針】</p> <p>【補充原則 1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針】</p> <p>当法人の人事方針については、平成26年度に策定しましたが、新たに現在の大学を取り巻く状況や経営層を担う人材の育成等も内容に加えた総合的な人事方針を令和3年度の初めに決定する予定です。</p> <p>【補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫】</p> <p>当法人の現 経営協議会委員には、産業界や関係自治体等から多様な関係者が参画しています。 なお、委員の選任のための方針については、次期委員の選任時（令和4年4月）に向けて、今後、作成します。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>国立大学法人大阪教育大学（以下「当法人」という。）は、基本理念により、我が国の先導的な教員養成大学として、教育の充実と文化の発展に貢献し、とりわけ教育界における有為な人材の育成を通して、地域と世界の人々の福祉に寄与する大学であることをミッションとして掲げています。当該ミッション実現のため、中期目標期間の基本目標をビジョン、中期目標・中期計画を目標及び具体的な戦略に相当するものとして策定しています。</p> <p>また、これら策定にあたり、地元教育委員会との連携協議会や学生アンケート等を通じてステークホルダーの声を収集するなど、社会の要請の把握に努めています。</p> <p>加えて、上述の中期目標・中期計画を実現するための道筋として年度計画を設定し、社会に公表しています。</p> <p><基本目標> 大阪教育大学は、教員養成及び教育・学習支援人材養成の広域的拠点として、学長のリーダーシップのもと全学的な改革に取り組み、我が国の教育界を牽引するグローバル教育人材を養成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 義務教育諸学校に関する教員養成機能における広域の拠点的作用をめぐり、我が国の学校教員の質の向上に貢献するため、実践型教員養成機能への質的転換を行う。 2 理数系に重点を置いた中等教育教員の養成等、高度な専門的知識・指導力を有するスクールリーダー等の高度専門職業人たる教員の養成機能をさらに強化する。 3 大学全体の教員養成及び教育・学習支援人材養成の機能の充実・強化を支えるため、グローバル化に対応した教養教育の質的充実を図る。 4 現代教育課題を理解し、汎用基礎力及び協働力をそなえた教育・学習支援分野への人材養成を進める。 5 附属学校や教育委員会等と協働して学校における実践的課題解決に資する研究活動を行うとともに、我が国の教員の資質能力向上に寄与する等、教員の研究活動等を通じて積極的な社会貢献活動を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念・基本目標・中期目標 https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/kikaku/university/mplan/targeth28_3.pdf ・中期計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/kikaku/university/mplan/planh28_3.pdf ・年度計画 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/yplan.html
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>当法人は、運営機構室の評価室において、中期目標・中期計画に基づく年度計画の進捗及び達成状況について自己点検・評価を実施し、進捗状況と検証結果を業務の実績に関する報告書としてまとめ、本学ウェブページにおいて公表しています。</p> <p>また、教育、研究及び社会貢献等の諸活動に関する質の向上・改善を図るため、自己点検・評価委員会において進捗状況の点検及び評価を行い、評価結果及び改善に反映させた結果を自己点検・評価報告書としてまとめ、上述と同様、公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の実績に関する報告書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/jiseki.html ・評価関連情報（自己点検・評価報告書、大学機関別認証評価等） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/hyoka.html
補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		<p>当法人は、経営に関しては経営協議会規程、教学運営に関しては教育研究評議会規程において組織の権限と責任体制を明記し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。</p> <p>詳細は以下のとおり掲載していますので、ご参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人大阪教育大学経営協議会規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/155.html ・国立大学法人大阪教育大学教育研究評議会規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/158.html
補充原則1-3⑥(2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針		<p>当法人は、教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等について、中期目標・中期計画期間における人事に関する計画、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。</p> <p>また、それらを踏まえての人事方針については、平成26年度に策定しましたが、新たに現在の大学を取り巻く状況や経営層を担う人材の育成等も内容に加えた総合的な人事方針を令和3年度の初めに決定する予定です。</p> <p>中期目標・中期計画期間における人事に関する計画は (https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/kikaku/university/mplan/planh28_3.pdf) の11ページに、男女共同参画推進行動計画は (https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/jinii/suisinkoudoukeikaku/suisinkoudoukeikaku2020_2023.pdf) に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は (https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/jinii/kvodossankaku/katsuyaku/katsuyaku2020_2023.pdf) に掲載していますので、ご参照ください。</p>
補充原則1-3⑥(3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		<p>当法人は、自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを示すため、中期目標・中期計画期間における予算、収支計画及び資金計画を策定し、これらをウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。</p> <p>詳細は (https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/kikaku/university/mplan/planh28_3.pdf) の12ページから17ページに掲載していますので、ご参照ください。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則1-3⑥(4)及び補充原則4-1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)		<p>当法人は、教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）について、財務諸表、業務実績報告書をウェブページ等を通じて公表することにより、経営の透明性の確保に努めています。</p> <p>また、ステークホルダーに本学の財務状況をよりわかりやすくご理解いただくために、財務レポート（財務情報分析、トピックス、財務指標の経験比較等）、及び財務リーフレット（内容を学生や本学受験生及びその保護者対象に特化したもの）を毎年度作成し公表しています。財務諸表、財務レポート及び財務リーフレットは（https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/zaimu/zaimuinfo/R01.html）に、業務実績報告書は（https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/jiseki.html）に掲載していますので、ご参照ください。</p>
補充原則1-4② 法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針		<p>当法人は、経営を担い得る人材の育成方針を定め、人格、学識ともに優れ、教育研究について幅広い視野を有する人材を、学長補佐、部局長等の重要ポストに登用するとともに、そのような人材が期待される役割・責務を適切に果たせるよう、国立大学協会主催の研修、学内外の研修等に計画的に参加させるなど、早い段階から法人経営の感覚を身に付けるべく経営人材の育成に努めています。</p> <p>経営を担い得る人材の育成方針は、令和3年度の初めに総合的な人事方針を決定する予定です。</p>
原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		<p>法人の長である学長（以下「学長」という。）は、ビジョンである基本目標を達成するために、理事、副学長、機構長等の学長を補佐するための人材を学長自身の指名により、適材適所に学内外から選任・配置し、自らの意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。また、これらの人材を育成・確保するため、学識が優れ、かつ、本学の経営を担い得る将来人材と判断するものを、若手・中堅の段階から、経営にかかわる様々なポストに登用し、世代の継続性を意識した人材育成に努めています。さらに、各補佐人材の責任・権限等を以下のとおり明確にしています。</p> <p>① 理事 基本規則において「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。」としています。</p> <p>② 副学長 基本規則において「副学長は、学長の定めるところにより、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。</p> <p>③ 機構長 各機構の設置規程において「機構長は、機構の業務を総括する。」としています。</p> <p>④ 附属図書館長 附属図書館規程において「館長は、附属図書館の業務を掌理する。」としています。</p> <p>⑤ 系主任 「系会議及び系主任の役割について（学長裁定）」において「系主任の役割は、所属教員の労務管理をしたうえで、第2項について掌理することとする。」</p> <p>2 系会議で審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 教員の採用及び昇任に関する事項 (2) 教育研究組織への教員配置に関する事項 (3) 大学教員個人評価に関する事項 (4) 系に配分される予算及び決算に関する事項 (5) 系における研究に関する事項 (6) 学部、研究科及び専攻科からの教育に係る要請に関する事項」としています。</p> <p>⑥ 附属学校園長、校舎主任及び副校長 附属学校園管理運営規程において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」「校舎主任は、校長の命を受け、校長の職務を代理するものとする。ただし、校長が処理することとされた職務については、その限りではない。」及び「副校長は、校長を助け、命を受けて校務（幼稚園にあつては園務。以下同じ。）をつかさどる。」としています。</p> <p>⑦ 学部主事 基本規則において「初等教育課程長は初等教育教員養成課程の校務を掌理し、教員養成課程長は、学校教育教員養成課程及び養護教諭養成課程の校務を掌理し、教育協働学科長は教育協働学科の校務を掌理する。」としています。</p> <p>⑧ 研究科主任 研究科主任規程において、 「教育学研究科主任は、教育学研究科長の命を受け、教育学研究科の運営に関する次の事項を処理する。」</p> <p>(1) 教育学研究科委員会において、議長を補佐する事項 (2) 教育学研究科運営委員会を招集し、議案を提出する事項 (3) 教育学研究科学生に対する助言、指導に関する事項 (4) その他教育学研究科の運営に関し必要な事項」としています。</p> <p>⑨ 連合教職実践研究科主任 連合教職実践研究科主任規程において、 「連合研究科主任は、連合研究科長の命を受け、連合研究科の運営に関する次の事項を処理する。」</p> <p>(1) 連合研究科委員会において、議長を補佐する事項 (2) 連合研究科運営委員会を招集し、議案を提出する事項 (3) 連合研究科学生に対する助言、指導に関する事項 (4) その他連合研究科の運営に関し必要な事項」としています。</p> <p>⑩ センター長 センター規程において「センター長は、センターの業務を掌理する。」としています。</p> <p>⑪ 学長補佐 学長補佐設置に関する規程において「学長補佐は、学長の指示にもとづき必要な業務を行う。」としています。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則2-2-1 役員会の議事録		<p>当法人では、重要事項について学長が意思決定する前に必ず役員会を開催し、十分な検討・討議を行い、適正な経営の確保に努めています。</p> <p>また、役員会開催後は速やかに議事録を本学ウェブページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人大阪教育大学役員会規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/153.html 役員会議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/somu/exec/index.html
原則2-3-2 外部の経験を有する人材を 求める観点及び登用の状況		<p>当法人では、男女共同参画推進行動計画及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画による取組等や大学や産業界の4連携機関よりなるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）の取組の中で、性別や国際性の観点でのダイバーシティの環境を確保するとともに、重要課題である「教育の情報化」に精通している者、コンプライアンス、労務管理、リスクマネジメント等に関する知見を有している者、大学運営全般に精通している者等を外部人材として役員等に採用し経営層の厚みを確保しています。</p> <p>なお、どのような観点から外部の経験を有する人材を求めているのかという点は公表しておらず、氏名、略歴と本学での担当業務のみを本学及び文部科学省のウェブページ等により公表しています。</p> <p>男女共同参画推進行動計画は（https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/jinji/suisinkoudoukeikaku/suisinkoudoukeikaku2020_2023.pdf）に、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画は（https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/jinji/kyodosankaku/katsuyaku/katsuyaku2020_2023.pdf）に、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）は（https://diversity-oows.jp/）に、役員等の経歴については（https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/kikaku/university/career20201001.pdf）に掲載していますので、ご参照ください。</p>
補充原則3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る 選考方針及び外部委員が 役割を果たすための運営方 法の工夫		<p>当法人では、経営協議会委員に事前送付する資料に、内容を分かりやすく記載した概要を添付し、会議における資料の説明時間を極力減らし、審議時間を確保するための工夫を行っています。さらに、令和2年度第5回経営協議会からは毎回、テーマを設けて意見を伺うこととし、より委員の意見を汲み取ることができている工夫を行っています。</p> <p>当法人の現経営協議会委員には、産業界や関係自治体等から多様な関係者が参画しています。</p> <p>なお、委員の選任のための方針については、次期委員の選任時（令和4年4月）に向けて、今後、作成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営協議会 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/somu/manage/index.html
補充原則3-3-1① 法人の長の選考基準、選考 結果、選考過程及び選考理 由		<p>当法人の学長選考会議では、学長の選考に当たって、求める資質・能力等を示した「国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準」を踏まえるとともに、「国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程」に則り、意向投票によることなく、慎重かつ必要な議論を尽くし、適正に選考を行い、選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由を公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長選考会議（学長予定者選考にかかる公表の中で「国立大学法人大阪教育大学学長候補者選考基準」を提示） https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/somu/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html 国立大学法人大阪教育大学学長予定者選考規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/243.html
補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び 再任を可能とする場合の上 限設定の有無		<p>当法人の学長選考会議では、第63回会議（令和2年11月19日）において、学長の任期、再任の可否、再任を可能とする場合の上限の設定の有無について検討し、国立大学法人大阪教育大学学長の任期に関する規程「第1条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は2年とする。2 学長の再任は原則として1回とする。ただし、学長選考会議が特に必要と認める場合に限り、2回の再任を可とする。3 学長は、引き続き8年を超えて在任することはできない。」について、改正しないことを確認し公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人大阪教育大学学長の任期に関する規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/245.html 第63回学長選考会議議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/somu/gakucho_senko/gakuchosenko_63.pdf
原則3-3-2 法人の長の解任を申し出る ための手続き		<p>当法人の学長選考会議では、任期中であっても学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができるよう、予め学長の解任を申し出るための手続きを整備し、公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人大阪教育大学学長解任の申出に関する規程 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/613.html 国立大学法人大阪教育大学学長解任申出手続に関する細則 http://goose.bur.osaka-kyoiku.ac.jp/doc/public/rule/961.html
補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に 係る任期途中の評価結果		<p>当法人の学長選考会議では、学長の業務執行状況を確認するため、毎年度学長業績評価を行い、その結果を本人に提示するとともに、当該評価結果を公表しています。さらに、令和2年度の学長業績評価から任期途中における中間評価を行うとともに、学長へのヒアリングの実施など今後の法人経営に向けた助言を行うこととしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学長業績評価 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/somu/gakuchosenko/gakuchosenkogiji.html 第63回学長選考会議議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/somu/gakucho_senko/gakuchosenko_63.pdf

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則3-3-4 大学総括理事を置く場合、 その検討結果に至った理由		<p>当法人の学長選考会議では、第63回会議（令和2年11月19日）において、法人が最も経営力を発揮できる体制の在り方について検討を行い、現在、大学総括理事は設置しないこととしました。また、当該検討については下記に記載し、公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第63回学長選考会議議事要旨 https://osaka-kyoiku.ac.jp/file/somu/gakucho_senko/gakuchosenko_63.pdf
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況		<p>当法人では、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性を「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生の方」「保護者の方」といったステークホルダーに示すべく、アクセシビリティに配慮し本学ウェブページの「大学紹介」に集約して公表するようにしています。</p> <p>また、自らを律する内部統制システムを運用し、継続的に見直しを図るとともに、その運用体制を本学ウェブページで公表しています。併せて、コンプライアンスや内部通報・外部通報等を機能させるため、通報窓口を公表してします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学紹介 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/index.html ・国立大学法人大阪教育大学業務方法書 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/gyomuhoho.html ・公益通報・相談窓口 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/somu/emergency/kouekituuhou.html ・公的研究費の適正管理のページ https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/zaimu/fuseiboushi/index.html
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>当法人では、情報公開について透明性を確保するため、本学ウェブページにおいて、利用者別に「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生・保護者の方」というメニューを設け、わかりやすく適切に公表できるよう努めています。なお、本学では、2021年10月にウェブページリニューアルを予定しており、利用者に対してはこれまで以上に「誰にでも見やすく、わかりやすく、アクセスしやすい」ことを念頭に情報分類を見直し、大阪教育大学らしさが伝わり、情報発信力が高く何度も訪れたいくなるような魅力的なウェブページとなるよう準備を進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学ウェブページ https://osaka-kyoiku.ac.jp/
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>当法人では、広報に関する基本方針を基に、「入学希望の方」「教育関係の方」「一般の方」「企業の方」「卒業生の方」「在学生の方」「保護者の方」といったステークホルダー毎に関係する情報を公表してその成果を検証し、情報の公表を行う目的、意味を考え、適切な対象、内容、方法等の公表について改善する取組を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報に関する基本方針 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/pr_policy.html
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		<p>当法人は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを一体的に策定のうえ、卒業時に到達目標を獲得できることを目指した、到達目標達成型の教育課程を実施しており、大学ウェブページ（3つのポリシー、学位プログラム）で公表しています。また、各学期毎に実施する学生による授業評価（アンケート）の集計や、卒業生の進路状況を大学ウェブページで公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育情報の公表 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/houtei/index2.html
法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://osaka-kyoiku.ac.jp/university/kikaku/houtei/disclosure_law22.html</p>